

## 仙台市子ども・子育て会議 児童館・児童クラブのあり方検討部会運営要領（案）

（令和 4 年〇月〇日仙台市子ども・子育て会議決定）

## （趣旨）

第 1 条 この要領は、仙台市子ども・子育て会議児童館・児童クラブのあり方検討部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

## （会議の公開）

第 2 条 部会の会議は、公開とする。ただし、部会長が非公開とすることに正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

2 部会長は、部会の会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずる等、必要な措置をとることができる。

## （議事録）

第 3 条 部会における議事は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）部会の開催日時及び開催場所
- （2）出席した委員の氏名
- （3）議事の経過及び概要
- （4）その他必要な事項

2 前項の議事録には、部会長及び部会長が指名した 1 名の委員が署名するものとする。

3 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、部会長は、正当な理由があると認める場合は、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

## （所掌事務）

第 4 条 部会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- （1）児童館の設置、管理及び運営に関する事項
- （2）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する事項
- （3）放課後児童健全育成事業及び地域子育て支援拠点事業に係る量の見込みと確保方策に関する事項

## （会議）

第 5 条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

2 部会の会議は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

## （庶務）

第 6 条 部会の庶務は、仙台市子供未来局子供育成部児童クラブ事業推進課において処理する。

## （委任）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が定める。

## 附 則

この要領は、令和 4 年〇月〇日から実施する。